



ハートのまち南城市へようこそ!

【南城市立玉城幼稚園・南城市立知念幼稚園】

市立幼稚園の認定こども園移行について 保護者説明会

令和3年5月

福祉部 子育て支援課

教育部 教育指導課



① 背景と国の動向

- 全国的に少子高齢化が進み、子どもの数は減少傾向。
- 核家族化の進行、女性の社会進出による就労機会の増加、保護者の就労形態の多様化など、子どもを取り巻く環境の変化。



- 平成27年4月、子ども・子育て支援法を始めとした、関連3法が施行
- 令和元年10月、幼児教育・保育の無償化をスタート

⋮

- この法律に基づいて、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から本格実施。
(地域型保育や認定こども園等の新たな選択肢を増やすことでよりよい子育て環境を)



本市：多様化する教育・保育ニーズへの対応→ 市立幼稚園の認定こども園移行方針を策定

② 市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針について

(概要)

市立幼稚園における預かり保育利用者の増加など、保育ニーズの高まりや子育て支援の拡充の為、市立幼稚園を教育・保育のどちらにも対応した幼保連携型認定こども園へ移行します。

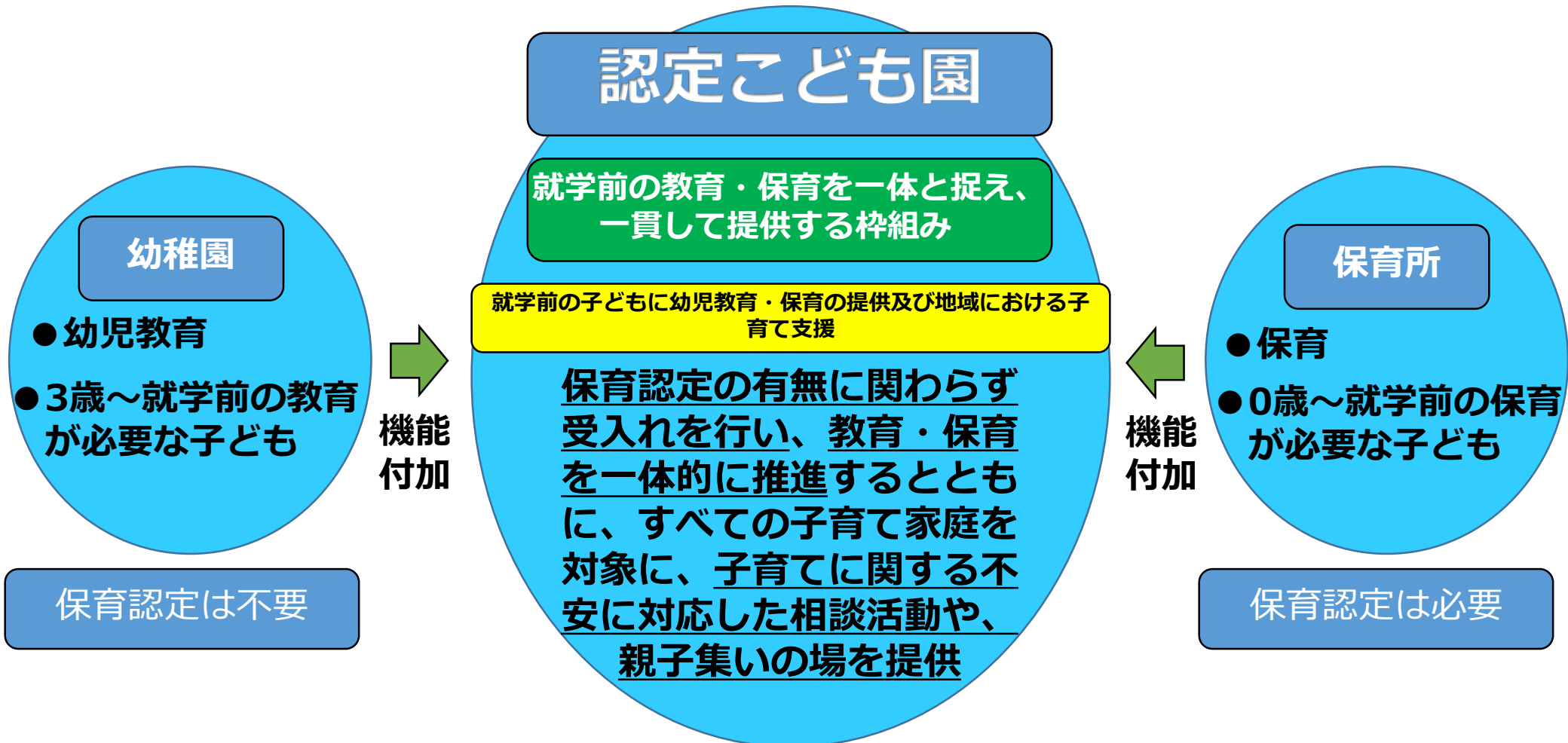
移行年度は、令和4年度に玉城幼稚園と知念幼稚園、令和5年度に佐敷幼稚園と大里地域の幼稚園（大里南・北幼稚園統合）を認定こども園へ移行予定です。

園名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
玉城幼稚園	玉城幼稚園 《移行準備》	(仮) 玉城認定こども園 《公私連携》	(仮) 玉城認定こども園 《公私連携》
知念幼稚園	知念幼稚園 《移行準備》	(仮) 知念認定こども園 《公私連携》	(仮) 知念認定こども園 《公私連携》
佐敷幼稚園	佐敷幼稚園 《移行準備》	佐敷幼稚園 《移行準備》	(仮) 佐敷認定こども園 《公私連携》
大里南幼稚園	大里南幼稚園 《移行準備》	大里南幼稚園 《移行準備》	(仮) 大里認定こども園 《公立》
大里北幼稚園	大里北幼稚園 《移行準備》	大里北幼稚園 《移行準備》	

※公私連携とは、市と教育・保育について協定を締結した法人が運営する認定こども園

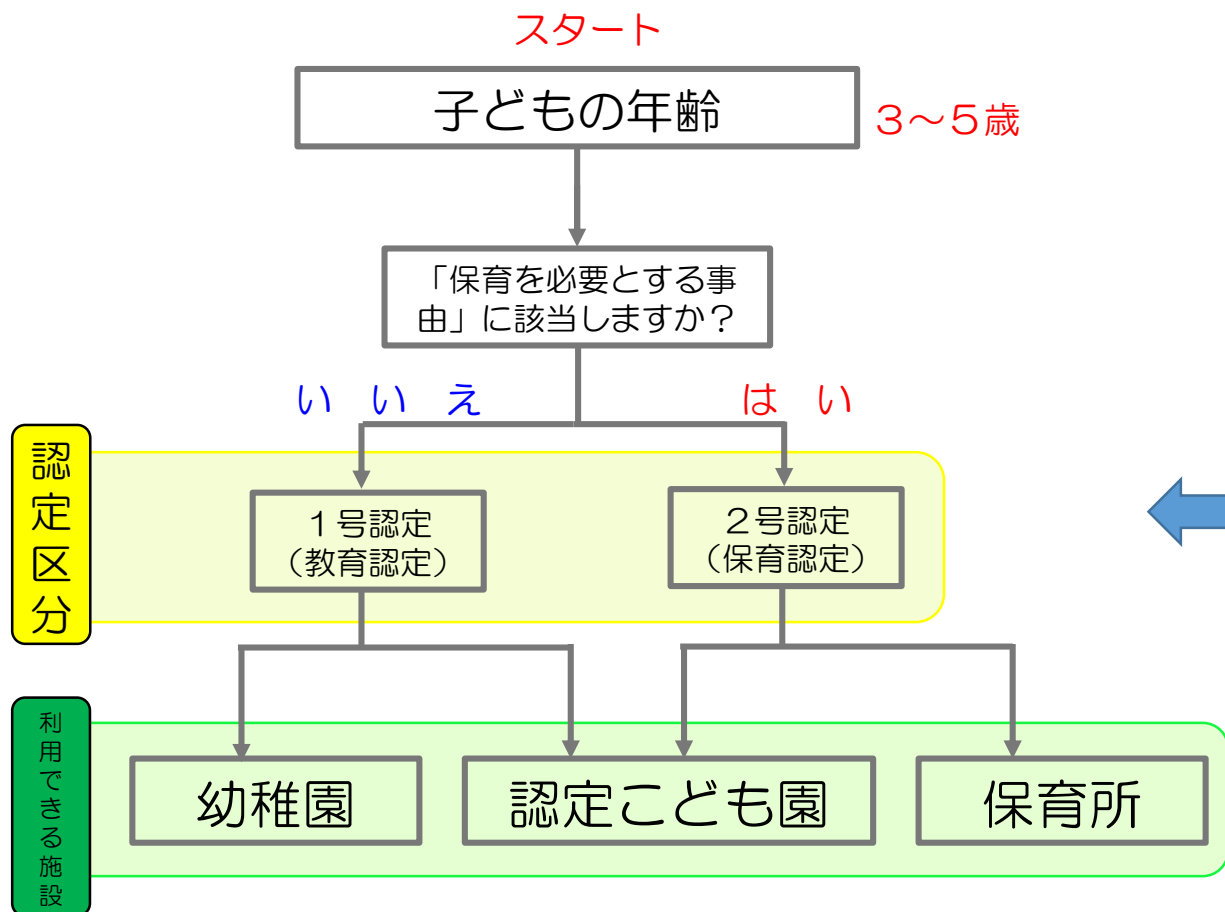
◎地域間の公平性を保つために、時期を大きくずらすことなく、移行を進めます。
令和3年度より移行準備を行い、2か年での移行を予定しております。

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設



④ 1号・2号認定区分について（子ども・子育て支援新制度）

認定区分及び利用できる施設について



3歳以上の
認定区分について

各施設を利用するには、認定を受ける必要があります。

1号認定

◎3歳～5歳
（就学前まで）

 ◎保育を必要とする事由に該当しない方

2号認定

◎3歳～5歳
（就学前まで）

 ◎保育を必要とする事由に該当する方



● 保育を必要とする事由について

- 就労
- 災害復旧
- 育休取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること
- 妊娠、
- 求職活動
- 保護者の疾病、障害
- 就学
- 同居又は長期入院している親族の介護、看護
- 虐待やDVの恐れがあること



⑤ 保育所・幼稚園・認定こども園の比較表

主に共働き家庭

主に専業主婦家庭

専業主婦共働きどちらでも

	保育所	幼稚園	認定こども園
受入れる子ども	0～5歳（2・3号認定） ※一部園では4歳児まで	3～5歳（1号認定） ※一部園では3・4歳児を受入れおりません	3～5歳（1・2号認定） ※市立幼稚園から認定こども園に移行した園は、3～5歳となります
入園開始	4月1日	4月9日 ※令和3年度	4月1日（2号認定のみ）
土曜保育の受入れ	あり	原則なし ※一部園で預かり実施	あり（2号認定のみ）
長期休暇の保育	あり	原則なし ※一部園で預かり実施	あり（2号認定のみ）
開園時	7：00～18：00 ※園により異なります	8：00～14：00 ※14時以降は一部預かり	7：00～18：00（2号認定） 8：00～14：00（1号認定） ※園により異なります
延長保育	あり	なし	あり（2号認定のみ）
給食	毎日	長期休暇を除く平日のみ ※土曜日、長期休暇は弁当	長期休暇を除く平日のみ（1号認定） 毎日（2号認定）



⑥ 認定こども園の特徴（幼稚園との違い）

- (1) 幼稚園と保育所の長所を併せ持った施設
幼稚園の教育機能と、保育所の保育機能を両方併せ持っている施設であります。
- (2) 保護者の就労に関わらず利用可能
保護者が就労状況に関わらず利用が可能です。また、保護者の就労状況が変わったとしても、退園の必要がありません。
- (3) 土曜日、長期休暇における保育の実施
認定こども園は、保育機能を備えた施設であるため、土曜日や夏休み等の長期休暇においても保育を実施します。 ※保育認定を受けた児童に限る
- (4) 土曜日、長期休暇においても給食を提供
土曜日及び夏休み等の長期休暇においても給食を提供します。 ※保育認定を受けた児童に限る
- (5) 地域子ども・子育て支援事業の実施
在宅子育て家庭の保護者などが安心して子育てを行えるよう、「子育て支援センター」の設置など、地域の子育て支援事業を実施します。

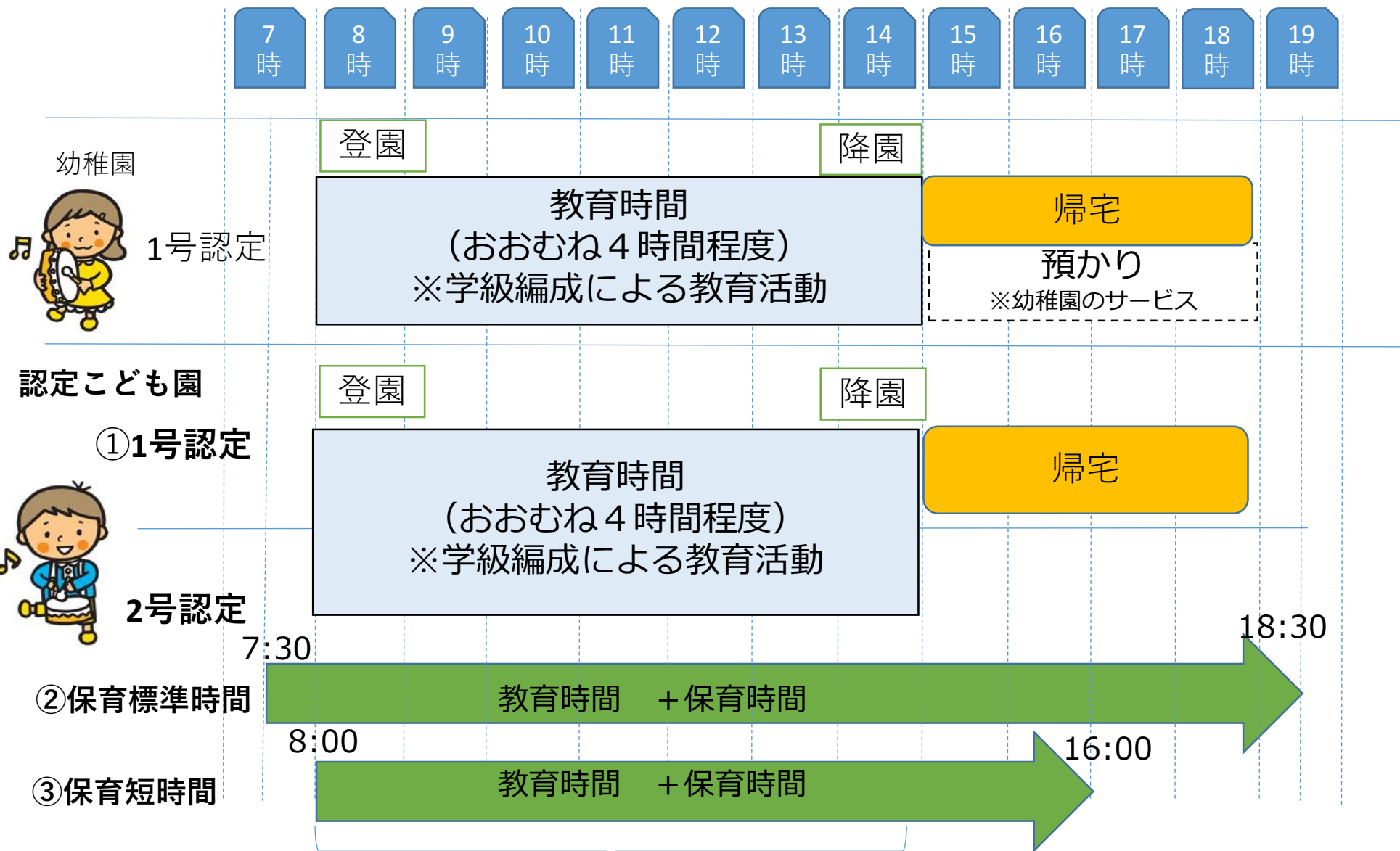


⑦ 認定こども園の利用形態（例）

◎利用形態は下記をご参考ください。

	① 1号認定	2号認定	
		②保育標準時間 (月120時間以上就労)	③保育短時間 (月64時間以上120時間未満就労)
受け入れ年齢	3歳～5歳	3歳～5歳	3歳～5歳
入園開始	入園式：4月1日 入園開始：小学校の始業式	4月1日	4月1日
土曜保育の受け入れ	なし	あり	あり
夏休みの保育	なし	あり	あり
利用時間	8:00～14:00 上記は想定する時間です	7:30～18:30 上記は想定する時間です	8:00～16:00 上記は想定する時間です
延長保育	なし	あり (実費徴収)	あり (実費徴収)
食事	あり (月曜日～金曜日)	あり (月曜日～土曜日)	あり (月曜日～土曜日)

⑧ 認定こども園の利用時間 イメージ図（保育標準時間・保育短時間等）例



14:00まではみんなで一緒に過ごします。

⑨ 認定こども園の利用料金について

(1) 保育料（利用者負担）について

3歳児から5歳児の教育・保育の無償化に伴い、保育料の負担はありません。

(2) 実費徴収について

保育料とは別で、下記については、実費徴収することとなります。

- ・ 給食費
- ・ 延長保育料
- ・ その他（文具・教材等）

※料金につきましては、運営法人が決定次第、**運営法人による説明会**の中でお話していく予定です。

⑩ 受入れ規模について

(仮) 玉城認定こども園

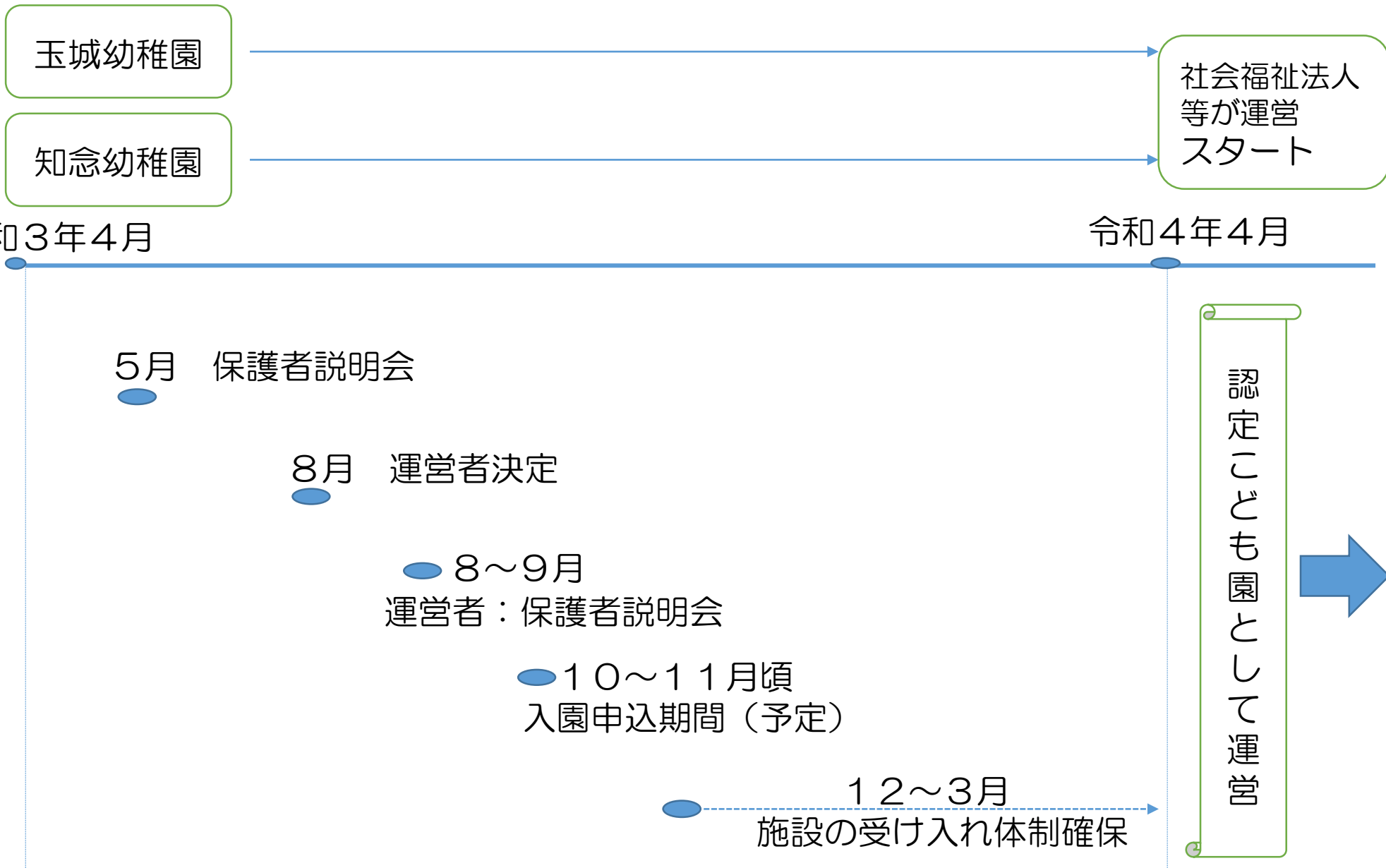
1クラス定員：3歳児20名
4歳児、5歳児30名

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
クラス数	1	2	4	7
定員(人)	20	60	120	200

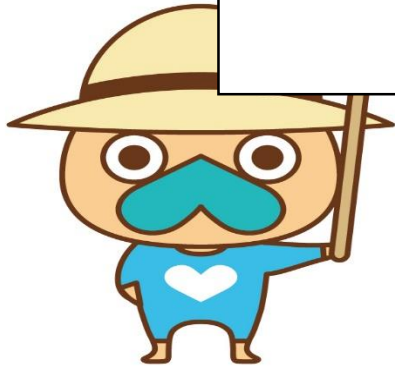
(仮) 知念認定こども園

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
クラス数	1	1	1	3
定員(人)	20	30	30	80

⑪ 認定こども園移行に関する今後のスケジュール



よくある質問



Q1 認定こども園になることのメリットは？

【回答】

保護者が働いている、いないに関わらず利用できます。例えば、保育所の場合、出産を機に仕事を退職すると「保育を必要とする」状態ではなくなり、退所を余儀なくされ、子どもの保育環境に大きな影響を与える場合があります。しかし、認定こども園では、同じ施設を継続して利用することが可能となり、こうした問題が解決されます。

また、「子育て家庭の支援を行う施設」としての役割を担いますので、家庭保育であっても、子育ての悩みや不安、子どもの成長に応じた子育ての悩み等、保護者が気軽に相談できる施設となります。

Q2 市内に住んでいるが、校区外からの入園は可能か？

【回答】

認定こども園では、原則市内のどの地域からも入園可能ですが、1号認定のみ中学校区内のお子さんを優先的に受入れる予定です。

なお、2号認定のお子さんは、保育所入所選考と同様、基準点の高い人からご案内いたします。

募集の結果、定員を下回る場合は、校区外のお子さんの受け入れも可能ですが、校区外のお子さんについて、近隣小学校への入学を保障するものではありません。

よくある質問

Q3 法人の運営により、教育・保育の質はどのようになるのか、また、市との関わりについてはどのようになるのか教えてほしい。

【回答】

平成30年度より、「幼保連携認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」の統一化が図られ、認定こども園、幼稚園、保育所などの施設においても同じ内容の教育・保育が提供されます。また、選定法人の良さなども取り入れ運営していくこととなります。

その後は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の実践について、監査や教育・保育の指導等に市も関わっていくこととなります。

Q4 今年購入した幼稚園の体育着など、来年から使えなかったり、再度購入が必要となったりするのか教えてほしい。

【回答】

各法人の考え方でどのように行うのか決定していきませんが、保護者の負担にならないように配慮します。

Q5 法人運営になると、先生方が全員変わるということが心配である。

【回答】

円滑な引継ぎの為、現幼稚園の臨時教諭等についても、運営法人で引き続き雇用できるか検討していただきたいと考えています。

また、運営法人との調整が出来次第、運営法人の職員に市立幼稚園で勤務してもらい、児童の受け入れ体制を整えてまいります。

Q6 現在、既存園に通っているが、在園児は継続して入園できるのか。

【回答】

今回の認定こども園移行において、現在すでに既存園を利用しているお子さんについては、継続して利用が可能です。

運営法人決定後、運営法人による保護者説明会を予定しています。

Q7 1号認定について、午後2時以降は預かってもらえないのかどうか。

【回答】

1号認定のお子さんについては、冠婚葬祭等をやむを得ず保育が必要となる場合、一時預かり保育を実施予定です。（但し、常態的な利用は除く。）

南城市立幼稚園の認定こども園移行に関する方針は、市ホームページへ掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



QRコードはこちら



ホーム > 子育て・教育 > 保育園・保育施設 > 南城市立幼稚園の認定こども園移行について > 南城市立幼稚園の認定こども園移行方針について



お問合せ先

◎認定こども園移行に関すること
福祉部 子育て支援課 098-917-5343

◎幼稚園運営に関すること
教育部 教育指導課 098-917-5364

